

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
10 月 16 日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一

特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定（環境政策課）……………三

保安林指定施業要件の変更（山口市）（森林整備課）……………三

道路の供用の開始（道路整備課）……………三

公有水面の埋立ての免許の出願（港湾課）……………四

○公安委規則

山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………六

○雑報

県報の正誤（令和八年十月六日山口県告示第三百五十八号）……………八

山口県告示第三百七十二号



瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年十月十六日から同年十一月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和八年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 田辺ファーマファクトリー株式会社
住 所 大阪市中央区道修町三丁目二番一〇号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 田辺ファーマファクトリー株式会社小野田工場
所在地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構			造		使 用 の 方 法	
	(N ^m ／分)	予 年 月 日	工 事 着 手 定	予 年 月 日	工 事 完 成 定	予 年 月 日	使 用 開 始 定
四七ーホ (二基)	三六五	(既 設)		〃	令和八、 一一、三〇	断 続	二 四 時 間
四七ーホ	四六七			〃			変 動 な し

備考 「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する排ガス洗浄施設をいう。

備考 「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する排ガス洗浄施設をいう。

凝集沈殿施設		活性汚泥処理施設		種 類	
処理後	処理前	処理後	処理前	項 目	
〃	〃	七・五	八・五	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	七・二 八	九・八	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)
〃	〃	四一	二二四	通 常 最 大	浮遊物質 量
〃	〃	六〇	三四六	通 常 最 大	動植物油脂類 (mg/ℓ)
一二	〃	三四	九二	通 常 最 大	窒 素 の 値
二〇	〃	五〇	二二〇	通 常 最 大	窒 素 の 値
一	〃	三	五	通 常 最 大	窒 素 の 値
〃	〃	三三	一五	通 常 最 大	窒 素 の 値
〃	〃	四五	一五	通 常 最 大	窒 素 の 値
〃	〃	〇・三	検出せず	通 常 最 大	窒 素 の 値
〃	〃	一・九	検出せず	通 常 最 大	窒 素 の 値
〃	〃	三、四七二	二、九七二	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	三、六七五	三、一七五	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

凝集沈殿施設	活性汚泥処理施設	種類
鋼鉄製	鉄筋コンクリート	構造
七、二〇〇	三、四二〇	能力 ($\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$)力
凝集沈殿	活性汚泥	処理の方式
〃	連続	使用時間隔間
〃	二四時間	の一日当たり 使用時間
〃	変動なし	季節的変動の 概要
(既設)		年工事着手予定 月 日
		年工事完成予定 月 日
		年使用開始予定 月 日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

		種類	
四七ーホ		通 常	水素イオン濃度
〃	八	最大	(汚)
〃	九	通	化学的酸素要求量
〃	三〇〇	最	(mg/l)の浮遊物質
〃	五〇〇	大	(mg/l)の窒素
〃	二〇	通	臭気指数
〃	一〇〇	最	(mg/l)の値
〃	一〇〇	通	汚水等の一日当たりの量(m³)
〃	二四四	最	
〃	検出せず	通	
〃	検出せず	最	
一	二	通	
三	六	最大	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1	排水口	排水の汚染状態の値					排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	動植物油脂類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
七・五	通	常	常	常	常	常	通
		最大	最大	最大	最大	最大	
八・二	七・二	一二・五	一九・五	一二	二〇	一	八・九
一	通	常	常	常	常	常	通
		最大	最大	最大	最大	最大	
一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二	一一・二

山口県告示第三百七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

防府市大字西浦字三ノ升一〇八八八の一の一部及び一〇八八八の二四の一部

二 特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

山口県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

令和八年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山口市阿東篠目字小豆畑一一三〇一、一一三〇二の一、一一三〇三、一一三〇四、阿東地福上字津々羅一一六八〇・字下深山一一六八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字本谷一一六八二、字草岩一一六八三の一六二から一一六八三の一六五まで、一一六八三の一六七から一一六八三の一六九まで、字杉敷一一六八四の一・一一六八四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 銭屋美祢線	美祢市秋芳町嘉万字大日三三五一の一地从先から同市秋芳町別府字宮田二〇四三の一地从先まで	令和八年十月十七日

山口県告示第三百七十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和八年十月十六日から同年十一月五日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防大島町役場産業建設環境部施設整備課において公衆の縦覧に供する。

令和八年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字伊保田字東脇五六七の二から同大字字月ノ木一一〇五六の三までに沿接する県道油田港線地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から10の地点までを順次結んだ線及び10の地点と11の地点を結ぶ令和八年春分の満潮位（D・L. 十三・七八メートル）における公有水面と既設東（A）防波堤との境界線並びに1の地点と11の地点を結ぶ令和八年春分の満潮位（D・L. 十三・七八メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

次の12の地点から17の地点までを順次結んだ線及び17の地点から18の地点を結ぶ令和八年春分の満潮位（D・L. 十三・七八メートル）における公有水面と陸地との境界線並びに12の地点と18の地点を結ぶ令和八年春分の満潮位（D・L. 十三・七八メートル）における公有水面と既設東（A）防波堤との境界線に囲まれた区域
次の19の地点から46の地点までを順次結んだ線及び19の地点と46の地点を結ぶ令和八年春分の満潮位（D・L. 十三・七八メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字油宇字ガイノキ勝の鯛ノ峰三等三角点（北緯三三度五六分七・〇一九秒東経一三二度二六分五一・八五二秒）（以下「基準点」という。）から三四六度一三分三三秒七七一・五三メートルの地点
2の地点 1の地点から五六度五九分〇〇秒二・六六メートルの地点
3の地点 2の地点から五二度四二分五二秒五・〇〇メートルの地点
4の地点 3の地点から四七度〇八分一九秒五・〇〇メートルの地点
5の地点 4の地点から四一度〇四分一八秒五・八八メートルの地点
6の地点 5の地点から三〇七度四七分三三秒二・四三メートルの地点

- 7の地点 6の地点から三六度一三分四八秒二・六七メートルの地点
8の地点 7の地点から二九度二二分一八秒八・三六メートルの地点
9の地点 8の地点から三一度二九分一〇秒一一・七五メートルの地点
10の地点 9の地点から四二度五八分一一秒一三・六六メートルの地点
11の地点 10の地点から一一度三三分〇〇秒五・〇〇メートルの地点
12の地点 基準点から三四九度二七分一八秒八〇九・一四メートルの地点
13の地点 12の地点から四二度五八分一一秒三・九一メートルの地点
14の地点 13の地点から五六度五四分一七秒二一・五一メートルの地点
15の地点 14の地点から六五度一〇分四九秒七・一四メートルの地点
16の地点 15の地点から六七度〇四分〇〇秒一三・四〇メートルの地点
17の地点 16の地点から七一度三三分一九秒〇・六八メートルの地点
18の地点 17の地点から二三度二八分五六秒四三・一〇メートルの地点
19の地点 基準点から三五三度二五分一九秒八二八・三一メートルの地点
20の地点 19の地点から七一度三三分一九秒六・一六メートルの地点
21の地点 20の地点から三四四度二六分四三秒一・一六メートルの地点
22の地点 21の地点から七七度〇二分五八秒二〇・六六メートルの地点
23の地点 22の地点から七九度五四分一三秒二〇・〇〇メートルの地点
24の地点 23の地点から七九度五〇分四三秒二〇・二八メートルの地点
25の地点 24の地点から八五度五四分二九秒二一・一〇メートルの地点
26の地点 25の地点から九四度二〇分一三秒二一・〇九メートルの地点
27の地点 26の地点から一〇度一分三二秒八・四六メートルの地点
28の地点 27の地点から一〇度五二分〇二秒一一・九九メートルの地点
29の地点 28の地点から一〇度五〇分〇四秒二〇・〇〇メートルの地点
30の地点 29の地点から一〇度五〇分〇三秒二〇・〇〇メートルの地点
31の地点 30の地点から九八度四七分五五秒一八・九二メートルの地点
32の地点 31の地点から九〇度四七分〇九秒一一・二四メートルの地点
33の地点 32の地点から八五度三九分二四秒七・三九メートルの地点
34の地点 33の地点から七八度二二分一三秒一八・六五メートルの地点
35の地点 34の地点から七七度〇二分三〇秒二一・二一メートルの地点
36の地点 35の地点から八六度三八分四〇秒一二・三四メートルの地点
37の地点 36の地点から九三度〇〇分四一秒九・二七メートルの地点
38の地点 37の地点から一一度〇〇分二一秒二一・四〇メートルの地点
39の地点 38の地点から一〇一度四九分四〇秒一九・二一メートルの地点
40の地点 39の地点から九三度四八分四五秒七・三九メートルの地点

- 41 の地点 40 の地点から八八度〇五分〇二秒一・八五メートルの地点
42 の地点 41 の地点から八〇度二一分五六秒一四・〇三メートルの地点
43 の地点 42 の地点から七六度一〇分二八秒五・四一メートルの地点
44 の地点 43 の地点から七六度〇九分四一秒二〇・〇〇メートルの地点
45 の地点 44 の地点から七六度〇九分四一秒三・〇〇メートルの地点
46 の地点 45 の地点から一六六度〇八分四五秒四・五七メートルの地点

(三) 面積

三、九三一・一〇平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字伊保田字帯石西一一八四〇の二及び同大字東脇五六七の
一から同大字字月ノ木四七九の四までに沿接する県道油田港線地内並びに同大字字
東脇五六七の一から同大字字月ノ木四七九の四までに沿接する県道油田港線の地先
公有水面

(二) 区域

次の①の地点から㉟の地点までを順次結んだ線及び①の地点と㉟の地点を結んだ
線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から三四四度四一分五八秒七六二・七一メートルの地点
②の地点 ①の地点から三四三度〇三分〇二秒一八・二三メートルの地点
③の地点 ②の地点から七三度〇三分〇三秒一五・二三メートルの地点
④の地点 ③の地点から五九度二〇分五四秒三・六五メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から三三度四七分三九秒三五・九二メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から四二度五八分〇五秒一四・二六メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から二九一度三一分四二秒一二三・五五メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から四二度五八分〇六秒六八・九三メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から五六度五四分三〇秒四六・〇〇メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から六四度三九分〇二秒五三・五八メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から七七度〇三分五三秒四七・〇三メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から七九度四二分三八秒四九・六九メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から八五度五四分二一秒三七・二三メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から九六度〇九分五三秒五三・五一メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から一〇一度四一分四七秒五二・九八メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から八五度二〇分二六秒九四・六二メートルの地点
⑰の地点 ⑯の地点から一〇六度三九分二九秒二九・三七メートルの地点

- ⑱の地点 ⑰の地点から七六度〇八分四六秒六九・七〇メートルの地点
⑲の地点 ⑱の地点から一六六度〇八分四四秒一三六・六九メートルの地点
⑳の地点 ⑲の地点から二五〇度三〇分〇一秒二・一三メートルの地点
㉑の地点 ⑳の地点から二四九度四四秒三一秒〇・四三メートルの地点
㉒の地点 ㉑の地点から二四七度三五分一六秒一・一七メートルの地点
㉓の地点 ㉒の地点から二五一度三二分二〇秒一五・九七メートルの地点
㉔の地点 ㉓の地点から二六〇度一九分五九秒一三・七二メートルの地点
㉕の地点 ㉔の地点から二五九度一三分五三秒一一・六〇メートルの地点
㉖の地点 ㉕の地点から二五〇度二七分五四秒一二・〇三メートルの地点
㉗の地点 ㉖の地点から二三八度〇九分三七秒九・三一メートルの地点
㉘の地点 ㉗の地点から二三四度五九分四三秒五・五四メートルの地点
㉙の地点 ㉘の地点から二三八度二四分五九秒一・〇九メートルの地点
㉚の地点 ㉙の地点から二四九度三九分一八秒一・一八メートルの地点
㉛の地点 ㉚の地点から二四九度〇二分二三秒二・三四メートルの地点
㉜の地点 ㉛の地点から二四九度〇〇分四九秒五・一四メートルの地点
㉝の地点 ㉜の地点から二四三度〇二分二五秒三・四九メートルの地点
㉞の地点 ㉝の地点から二六三度〇二分三六秒一五・七八メートルの地点
㉟の地点 ㉞の地点から二六八度二二分四九秒八・四四メートルの地点
㊱の地点 ㉟の地点から二六八度二二分二一秒四・三三メートルの地点
㊲の地点 ㊱の地点から二七五度三〇分三〇秒六・七四メートルの地点
㊳の地点 ㊲の地点から二七五度三〇分五四秒一〇・二一メートルの地点
㊴の地点 ㊳の地点から二八二度四九分四四秒六・三二メートルの地点
㊵の地点 ㊴の地点から二九三度二一分五二秒六・一三メートルの地点
㊶の地点 ㊵の地点から三〇五度四〇分二三秒二・七六メートルの地点
㊷の地点 ㊶の地点から三〇五度四〇分四六秒二・七二メートルの地点
㊸の地点 ㊷の地点から三三四度四九分四七秒五・四〇メートルの地点
㊹の地点 ㊸の地点から三一三度三〇分四六秒二・九二メートルの地点
㊺の地点 ㊹の地点から二九九度〇九分三四秒八・五〇メートルの地点
㊻の地点 ㊺の地点から二六八度三〇分五三秒一〇・〇三メートルの地点
㊼の地点 ㊻の地点から二五三度一一分三七秒一五・二六メートルの地点
㊽の地点 ㊼の地点から二四五度〇一分四三秒一六・二一メートルの地点
㊾の地点 ㊽の地点から二四九度三三分三〇秒九・八八メートルの地点
㊿の地点 ㊾の地点から二五六度〇二分二一秒一六・一九メートルの地点
㊿の地点から二七三度一五分三四秒〇・六〇メートルの地点

⑤2の地点	⑤1の地点から二七四度〇二分五一秒五・九九メートルの地点
⑤3の地点	⑤2の地点から二七四度〇一分二八秒一・七四メートルの地点
⑤4の地点	⑤3の地点から三〇〇度三九分五二秒六・七〇メートルの地点
⑤5の地点	⑤4の地点から三〇四度一九分〇八秒八・〇六メートルの地点
⑤6の地点	⑤5の地点から二九一度四〇分四二秒五・一八メートルの地点
⑤7の地点	⑤6の地点から二七八度四五分〇七秒二七・二六メートルの地点
⑤8の地点	⑤7の地点から二七九度五二分〇三秒二・七二メートルの地点
⑤9の地点	⑤8の地点から二八三度二一分一三秒四〇・〇二メートルの地点
⑥0の地点	⑤9の地点から二七九度四六分五二秒一二・三二メートルの地点
⑥1の地点	⑥0の地点から二六八度三五分五七秒七・五三メートルの地点
⑥2の地点	⑥1の地点から二四二度一八分〇七秒一〇・〇九メートルの地点
⑥3の地点	⑥2の地点から二四三度一九分一三秒一〇・二八メートルの地点
⑥4の地点	⑥3の地点から二四三度二七分三一秒一三・〇〇メートルの地点
⑥5の地点	⑥4の地点から二五二度一四分四九秒八・九三メートルの地点
⑥6の地点	⑥5の地点から二六四度一〇分一八秒七・七四メートルの地点
⑥7の地点	⑥6の地点から二八三度二七分三〇秒二〇・七五メートルの地点
⑥8の地点	⑥7の地点から二八五度四三分一六秒二・七七メートルの地点
⑥9の地点	⑥8の地点から二六六度四九分三九秒三・〇四メートルの地点
⑦0の地点	⑥9の地点から二五八度二一分一〇秒三・五〇メートルの地点
⑦1の地点	⑦0の地点から二五一度〇六分〇八秒四・三四メートルの地点
⑦2の地点	⑦1の地点から二四二度四二分〇五秒三・七七メートルの地点
⑦3の地点	⑦2の地点から二三四度〇四分五七秒三・四九メートルの地点
⑦4の地点	⑦3の地点から二二七度一〇分〇五秒六・〇二メートルの地点
⑦5の地点	⑦4の地点から二三四度三四分四一秒一・九〇メートルの地点
⑦6の地点	⑦5の地点から二二九度五四分五一秒六・五七メートルの地点
⑦7の地点	⑦6の地点から二四一度一二分五九秒六・一六メートルの地点
⑦8の地点	⑦7の地点から二四一度一二分四九秒四・五〇メートルの地点
⑦9の地点	⑦8の地点から二六三度五四分〇八秒一六・二七メートルの地点
⑧0の地点	⑦9の地点から二三九度五四分五一秒七・六七メートルの地点
⑧1の地点	⑧0の地点から二二二度三七分二〇秒一〇・一一メートルの地点
⑧2の地点	⑧1の地点から二〇七度二〇分〇六秒一六・〇一メートルの地点
⑧3の地点	⑧2の地点から一九七度五二分五九秒三・九七メートルの地点
⑧4の地点	⑧3の地点から一八〇度四二分二九秒一二・七一メートルの地点
⑧5の地点	⑧4の地点から二二八度二〇分四八秒四・八六メートルの地点

⑧6の地点	⑧5の地点	⑧7の地点	⑧6の地点	⑧7の地点	⑧8の地点	⑧8の地点
⑧6の地点から二四三度三三分四八秒一二・三七メートルの地点	⑧5の地点から二四〇度四四分五三秒三・八九メートルの地点	⑧7の地点から二三三度四度一九分一秒〇・九三メートルの地点	⑧6の地点から二三三度四度一九分一秒〇・九三メートルの地点	⑧7の地点から二五八度四二分〇四秒一五・一六メートルの地点	⑧8の地点から二五八度四二分〇四秒一五・一六メートルの地点	⑧8の地点から二五八度四二分〇四秒一五・一六メートルの地点

(二) 面積

七六、九五七・七八平方メートル

三 埋立地の用途

道路用地

四 出願人

山口市滝町一番一号

山 口 県

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

五 出願の年月日

令和八年十月一日



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月十六日

山 口 県 公 安 委 員 会

山口県公安委員会規則第十五号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式の八から別記第五号様式の十一までの規定中

を削る。

別記第五号様式の十二中

本 篇	又 は 国 籍

を削る。

別記第十四号様式の五中

氏 名	生 年 月 日
-----	---------

を

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日
------------	---------

に改める。

別記第十四号様式の六中

備 考

を

住 所	生 年 月 日
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日
運転経歴情報記録の個人番号カードの運転経歴情報記録番号	
備 考	

に改める。

別記第十六号様式の三中

氏 名	生 年 月 日	年 月 日
-----	---------	-------

に

住 所	生 年 月 日	年 月 日
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	年 月 日

を

処分の理由	事故 (死亡・傷害・物損)	違反 ()
-------	---------------	--------

に改め

処分の理由	事故 (死亡・傷害・物損)	違反 ()
備 考		

る。

別記第十六号様式の四中

講習の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 二	普 自 二	原 付	旅 客	応 急
-------	-----	-----	-------	-----	-------	-------	-----	-----	-----

を

講習の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 二	普 自 二	原 付	旅 客	応 急
運転免許試験の合格の有無	有	・	無	運転免許試験の合格日	運転免許証を公	年 月 日			
仮運転免許証の有無	有	・	無	仮運転免許証の番号	仮運転免許証を公	年 月 日			
備 考									

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和八年十月十六日印刷
令和八年十月十六日発行

発行人
所

山口県知事
山口県庁

		f・株・ e・式・ 社・		一	ページ
		六・山・ の・口・ 一・市・ 〇・小・ 郡・ 津・ 市・			
	正	レ・シ・訪・ ヨ・間・ ン・看・ イ・護・ ル・ス・ ソ・テ・ 丨・丨・	誤	下	段
		六・山・ の・口・ 一・市・ 〇・小・ 郡・ 津・ 市・			
		ク・		左から一、三	行
		九・			
		四・			

正 誤
令和八年十月十六日山口県告示第三百五十八号（生活保護法の規定に基づく医療機関の指定）

